

横須賀市（生活支援課）会計年度任用職員募集要項

職種	就労支援員（パートタイム）
業務内容	○生活困窮者および生活保護受給者の求職・就労についての相談、求人情報の提供や求職方法についてのアドバイス、関係先への訪問等、就労実現に向けた支援 ○自立支援相談員および生活保護ケースワーカーの就労支援に協力するとともに、専門的なアドバイスを行う。 業務内容の変更の範囲：変更なし
勤務場所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所 生活支援課 勤務場所の変更の範囲：変更なし
募集人数	1 名
任用期間	令和 7 年 12 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日 更新の可能性 あり ・勤務実績等に基づき判断する ・更新回数上限 2 回（最大任期 3 年）
試用期間	試用期間あり（1 か月）
勤務日数	週 4 日
勤務時間	9 時 00 分～17 時 15 分 （休憩時間 12:00～13:00）
休 日	土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
時間外労働	原則なし。ただし、公務のために臨時又は緊急に必要な場合においては、時間外労働あり。
賃 金	月額 163,483 円（地域手当相当分含む） （市の規定により別途通勤費を支給）
加入保険	雇用保険、公務災害補償、厚生年金、健康保険
応募条件 （共通事項）	・令和 7 年 4 月 1 日時点で 65 歳未満の方 （横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則第 19 条(3)に定める、退職に関する規定による。） ・地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人 ・本市以外の法人でのアルバイト等（兼業）は原則禁止していませんが、本市と兼業先との 1 週間の勤務（労働）時間の合計が 38 時間 45 分を超える任用は行いません。また、横須賀市役所内部の兼業も原則不可です。
応募条件 （資格等）	○必須 ・ワード・エクセル等の基本操作が可能なこと。 ・社会福祉に係る相談業務への実務経験または職業相談

応募方法	事前に下記担当に電話連絡の上、応募書類①～③を郵送または持参してください。 【応募書類】 ①履歴書(顔写真付) ②自己 PR 文(A4用紙1枚程度、様式任意) ③職務経歴書 【提出先】 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所 生活支援課 近藤 あて ※ 10 月 24 日(金)必着です。 ※ 普通郵便等による郵送の事故等は一切責任を負いません。 ※ 応募書類は返却いたしません。
選考方法	・書類選考及び面接試験により採否を決定します。 (書類選考結果通知は、提出期限後 7 日程度で郵送します。) ・書類選考合格者につき、面接試験を実施します。 (面接日時は随時ご案内します)
その他	・敷地内禁煙 ・掲載期間：令和 7 年 10 月 24 日 ・応募者多数の場合は、期日前に募集を締め切ることがあります。 ・応募後、辞退する場合は必ず連絡してください。
問合せ先	横須賀市役所 生活支援課 電 話：046-822-8260 メール：lw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp 担当者：近藤（コンドウ）